



市街地液状化対策事業

舞浜3丁目 393宅地で工事中止

3月26日、浦安市は舞浜3丁目地区で進めてきた液状化対策事業について、市議会議員説明会を開催し、事業中止の方針を明らかにしました。

東日本大震災で甚大な液状化被害を受けた舞浜3丁目地区は、国と浦安市、宅地所有者がそれぞれ費用を負担しておこなう液状化対策事業に546宅地のうち393宅地で合意し、工事が進められてきました。ところが、道路部分の地盤改良工事が終了し、その後、宅地部分の工事中止にあたり、試験施工を行った際に、埋め立て時に圧密沈下を促進させるために使用した「ドレーン材」（化学繊維）が攪拌機に絡まり、地中壁の十分な強度が確保されないことがわかり、工事を一時中断、今後の対策について有識者による検証を進めてきました。

車載プラントによる騒音・振動・交通規制

この検証で、市はこれまでの基本の工法は維持しつつ、ドレーン材があっても強度が確保できる工法を提示し、工事費用が当初の95億円から約230億円にもなるものの、住民負担は増やさないとする方針を明らかにしてきました。

一方、工事に国の復興交付金を活用できるのは2020年度までとされていることから、工期を短縮する必要もあります。これらの理由から、浦安市は、発電設備やセメントをつくるプラントを載せた車を道路上で稼働させるとし、「工事の対象地区内のほとんどの道路に一路線当たり3

カ月から4カ月ほど（車載プラントを）設置しなければならず、騒音や振動、交通規制などで住民に迷惑と負担をかけることになる」として、舞浜3丁目内のすべての地権者と居住者に工事継続を希望するのかどうかの意向調査（1月30日～3月19日）を行ってきました。

継続希望が減少

意向調査の回収率は約81%、工事継続を希望する方は、地区全体で70%、事業対象区域では78%。事業計画段階では約95%が工事に同意したものの、今回の意向調査で工事継続を希望する割合が大幅に低くなり、工事の実施に必要なプラントを設置できる道路の路線確保が難しいことなどを理由に事業の中止を決め、今月24日に当該地区で住民説明会を開催しました。

対象地区と宅地数

地区名		宅地数
舞浜3丁目	その1	76
	その2	101
	その3	168
	その4	48
	合計	393
弁天2丁目		45
東野3丁目		33
合計		471

当該事業には右表の地区が参加しています。東野3丁目は昨年12月から道路部分の機械攪拌工事に着手したものの、弁天2丁目と2月14日に12名から不同意通知書が市に届けられ、巨額の経費や多大な労力を要したものの、工事は東野3丁目のみに止まる可能性が高まっています。

週刊
市議会報告

日本共産党

2018年4月2日

第1452号

【発行】
日本共産党
浦安市議団
☎&FAX
047-350-1243



元木美奈子 市議会議員

入船 4-37-14
☎047-355-8526
minamotonton@jcom.home.ne.jp



美勢麻里 市議会議員

北栄 2-3-16-203
☎047-354-9269
m5mise@jcom.home.ne.jp



新浦安駅前の防犯カメラ

共謀罪法にどう対応する？

防犯カメラ

設置台数と設置状況

年度	台数	設置場所ごとの台数		
2007	5	浦安駅周辺		
2008	5	浦安駅周辺		
2009	14	浦安駅周辺	舞浜駅周辺	新浦安駅周辺
2017	5	浦安駅周辺	舞浜駅周辺	
2018	6	浦安駅周辺		新浦安駅周辺
	35	19	5	11

浦安市は2007年度から駅周辺に防犯カメラを設置し、新年度、さらに6台設置するため、駅周辺ごとの設置台数は表のようになります。

昨年6月に共謀罪法が可決成立しました。共謀罪は実際の犯罪に着手しておらず、計画・相談しただけで犯罪に問えるものです。事件が起ころる前に市民の関与が疑われ、防犯カメラの記録などの提出が求められることになりかねません。このようなもとで、新年度予算に防犯カメラ増設の予算が計上されました。日本共産党は3月議会の会派代表質問で防犯カメラの設置に当たって、市民のプライバシーを守るために市が主体的にその役割が果たすよう求めました。

画像記録の外部提供の 過去5年間の状況

年度	件数
2013	17
2014	13
2015	15
2016	14
2017	18

2017年度は2018年1月までのデータ

また、日本共産党の質問に答えて防犯カメラによって撮影された画像や画像を収録した記録媒体のこれまでの外部提供件数は次のようになっていたことを明らかにしました。

市は運用基準で記録の外部提供に関する基準を設けていますが、「法令等に基づく場合は提供できる」としています。外部提供は過去5年間、いずれも刑事訴訟法に基づく申請であるとして、浦安警察署や他の警察署へ提供していることを明らかにしました。しかし、共謀罪法が制定された下では、捜査機関の言いなりで画像を提供することになりかねず、運用についてどうあるべきかの検討が求められ、捜査機関が恣意的な取り扱いができないよう、歯止めになる何らかの仕組み作りが求められます。

しかし、市は何も検討した経緯はなく、日本共産党はホームページ上でせめて画像の外部提供先など運用状況を公開するよう求めましたが、市民経済部長は「捜査等への影響も考えられることから公開は考えていない」と拒否しました。